

( 仮訳 )

## バーゼル 提案に関する意見の一致

2004 年 5 月 11 日  
バーゼル銀行監督委員会

バーゼル銀行監督委員会は、自己資本に関する新しい国際基準案に関する残された論点について意見の一致をみた。当委員会を構成する中央銀行および銀行監督当局の代表者は、本日、スイスにある国際決済銀行において会合を開き、「バーゼル」として広く知られる新しい枠組に関する文書を 2004 年 6 月末に公表することを決定した。本文書は、各国におけるルール設定及び承認作業を継続するため、また、銀行がバーゼルの実施に向けた準備を完了するためのベースとなるであろう。

当委員会は、標準的手法と基礎的内部格付手法は 2006 年末から実施に移されることを確認した。当委員会は、最も先進的な手法については更に 1 年間の影響度分析 / 予備計算期間が必要であると考えており、従って、これらの手法は 2007 年末に実施に移される。これにより、監督当局および業界が、実施に向けた取組みを統合的に行うための時間的余裕が与えられることになる。

バーゼル委員会の議長であり、スペイン中央銀行の総裁であるハイメ・カルアナは、「バーゼルは、規制自己資本およびリスク管理に関し、現状よりも遥かに包括的な枠組みを提供するものである。この成果は、世界各国の銀行、中央銀行、監督当局および学界から寄せられた多大な貢献と技術的支援の賜物である。今後は、新しい枠組の健全な実施に向けて、同様の協力が非常に貴重である」と述べた。

バーゼルは、1988 年に導入された銀行の自己資本充実に関する国際的基準を大幅に見直すものである。バーゼルは、自己資本測定の枠組を今日の健全な銀行実務と統合的なものとし、リスク管理の向上を促進し、金融の安定を強化することを意図したものである。

当委員会の副議長であり、カナダ金融監督庁の長官であるニック・ルパンは、「新しい枠組に関する文書の公表により、バーゼルは新たな段階に入ることになる。監督当局と銀行は、これを機に銀行監督とリスク管理を向上させることが可能となる。但し、当委員会メンバー以外の国々については、課題の優先順位

に従って自らのペースで進むべきである」と述べた。

#### 技術的論点の合意

当委員会は、今回の会合において残された論点につき合意した。これらの事項には、リボルビング型リテール向け・エクスポージャーの取扱いの明確化、および、信用リスクについて内部格付手法（IRB）の一つを用いる銀行に求められる「デフォルト時損失率」（LGD）パラメータの測定方法、が含まれる。当委員会メンバーは、本枠組の水準調整について、新しい枠組の中のより先進的でリスク感応度の高い手法を採用するインセンティブを与えつつ、如何に銀行システム全体の最低所要自己資本水準をほぼ現状どおりとするという当委員会の目標を維持するかについて話し合った。当委員会が合意した取扱いの仕組みについては、付1に概説する。

#### クロスボーダー実施に係る基本原則の明確化

当委員会は、バ - ゼル のクロスボーダー実施に関して 2004 年 1 月の公表文書に従って、一部の原則および論点を更に明確化した。これは、業界の負担を軽減し、監督当局の資源を効率的かつ効果的に用いるために、母国と現地国の当局が調整と協力を行う必要性に関する原則である。これらの原則の実務的な意味合いについては、付2および3に詳述する。

#### 新しい枠組の公表

当委員会の決定事項は、新しい自己資本充実の枠組を詳述した文書に反映される。本文書は 6 月末に、国際決済銀行のウェブサイト上の当委員会のホームページに掲載する予定である。

## 技術的論点の合意の概要

## 予備計算および自己資本のフロア

信用リスクについて基礎的内部格付手法を用いる銀行の予備計算期間は、2006 年中の 1 年間とする。

信用リスクおよびオペレーショナルリスクについて現行の枠組から先進的手法に直接移行する銀行は、2006 年および 2007 年の 2 年間で予備計算 / 影響度調査の期間とする。

基礎的および先進的手法の双方について、2008 年および 2009 年中のフロアは、それぞれ 90% および 80% とする。また、基礎的内部格付手法を用いる銀行の 2007 年中のフロアは 95% とする。

## リボルビング型リテール向けエクスポージャーの取扱い

バーゼル銀行監督委員会は 5 月の会合において、消費者向けクレジットカード債権およびその他のリボルビング型リテール向けエクスポージャーの取扱いについて詳細を決定した。取扱いの仕組みは概ね以下のとおりであり、当委員会が 2004 年 4 月に公表する文書に反映される。

- ・ 適格なりボルビング型リテール向けエクスポージャー (QRRE) の所要自己資本は、最近の実証研究の結果と整合的なものとする。QRRE の資産相関は、2003 年 4 月に公表した第三次市中協議文書ではデフォルト確率に応じて設定することが求められているが、これを変更して一律 4% とする。
- ・ QRRE の証券化ポートフォリオに関する自己資本の枠組は、証券化取引の経済的実態をより正確に反映したものとする。証券化エクスポージャーに関連するクレジットラインの未使用枠は、売り手と投資家の持分に配分される。証券化エクスポージャーに関する未使用枠の売り手側の保有分は、信用リスクに係る内部格付手法で取扱うこととなる。一方、同様のエクスポージャーの未使用枠の投資家側の保有分については、早期償還条項に対する IRB および標準的手法双方の証券化の取扱いにおける掛目 (CC

F)の見直しを通じて対処される。非コントロール型早期償還条項に対する修正CCFは以下のとおりである。コントロール型早期償還条項に対するCCFにも小幅ながら同様の変更が加えられる。

無条件で取消可能なリテール向けエクスポージャーの  
非コントロール型早期償還条項

エクセス・スプレッド	掛目 ( C C F )
トラッピング・ポイントの 133.33%以上	0%
100%以上 133.33%未満	5%
75%以上 100%未満	15%
50%以上 75%未満	50%
50%未満	100%

デフォルト時損失率の測定方法

本日のもう一つの合意事項は、景気後退期に借り手がデフォルトした場合に損失率が平均より高くなる可能性への対応である。この問題は、当委員会が2003年4月に公表した第三次市中協議文書にも言及されている。同文書では、先進的内部格付手法を採用する銀行に対し、特に影響の大きいエクスポージャーについてはLGD（デフォルト時損失率）の設定に際してこの潜在的なリスクを考慮するよう求めている。その後に業界と協議した結果、この問題の重要度はエクスポージャーの種類により異なること、および、個別の銀行はこのリスクを評価するための高度な手法を有していないことが判明した。

当委員会は、対象となるリスクを把握するため、必要に応じ「景気後退（economic downturn）」状態を反映する単一のLGDに基づく仕組みを維持すべきであると考えている。当委員会は、様々な種類のエクスポージャーについて適切な「景気後退」LGDを確立する方法について大まかな意見の一致を形成する努力をしつつ、銀行の内部的なLGD算定プロセスは専ら期待LGD（expected LGD）の推計に焦点を合わせることが、ひとつの解決方法であると考えている。このため、必要に応じて適切な「景気後退」LGDが適用されることを確保する方法について、業界から更なるインプットを得ること、および業界と更なる対話を

行うことが極めて望ましい。

## バーゼル の水準調整

当委員会は、最低所要自己資本の全体水準に関する目標を再度明言することが重要であると考え。すなわち、新しい枠組の中のより先進的でリスク感応度の高い手法を採用するインセンティブも与えつつ、最低所要自己資本の全体水準をほぼ現状どおりとする、という目標である。当委員会は、新しい枠組を実施する前に、水準調整を更に見直す必要があることを確認した。当委員会は、そうした見直しを行う時点において入手可能な情報から自己資本総額に関する当委員会の目標が達成されないことが判明した場合は、これに対処するために必要な措置をとる用意がある。水準調整は枠組そのものの構造とは切り離して行うという原則に従って、具体的な調整は新しい枠組による算定結果に単一のスケールリング・ファクター（1超あるいは1未満）を適用するというものとなる。期待損失・非期待損失に係る決定に基づく調整を踏まえQ I S 3（第三次定量的影響度調査）のデータを使って算出した、現時点における最も蓋然性の高いスケールリング・ファクターの推計値は1.06である。スケールリング・ファクターの最終的な決定は、予備計算の結果に基づき行われ、実施される枠組のすべての要素を反映することになる。

## クロスボーダー協力の強化

当委員会は2004年5月の会合において、新たな合意を効果的かつ効率的に実施するためには、より緊密な監督当局間の調整が不可欠であるとの考え方を再度表明した。新規制実施作業部会（AIG）は、2003年8月に公表された、新しい枠組のクロスボーダー実施に関する基本原則の実務的な意味合いについて協議を継続している。

当委員会のメンバーおよびその他の監督当局は、主として実際の銀行の構造に基づく事例研究を通じて、母国当局と現地当局の間の対話と協力を強化する方法を模索している。こうした努力は、国際的に活動する銀行に対して、当局間の調整を主導する母国当局と、現地当局が果たすそれぞれの役割について情報を提供するという当局の方針に沿ったものでもある。当委員会は、より先進的な手法に関する母国・現地間の実務的な協力を焦点を絞って、大規模な国際業務を行っている銀行グループの母国当局と主要現地当局の間で、こうした計画の進展を促す方針を再度表明する。

当委員会は、クロスボーダー協力に関する基本原則に照らして、母国当局と現地当局の間の調整と協力に関する以下の具体的な点について合意した。

- ・ *母国および現地の監督当局は、情報収集の要請を調整するための実務的な方法を検討すべきである。*

当委員会は、メンバー国が自国の法域内で活動する外国銀行の子会社について、バーゼル の実施および段階適用の計画に関する詳細な情報を必要とする場合は、当該外国銀行に接触する前に母国当局に情報を求めることを期待する。この期待は実務的に解釈されるべきである。この期待は、現地当局が自国内の銀行と健全性に関する事項について直接協議することを排除するものではなく、監督当局間の対話努力を強化および合理化するものである。委員会はまた、情報の徴求に関して母国・現地間で調整を行えば、全ての現地当局は、一般的に、自国内で活動する外国銀行に対して有効な現地監督を行う能力を高めると考える。

- ・ *監督当局は、バーゼル に関する所要の承認および検証作業を重複させるべきではない。*

当委員会は、監督当局がバーゼルに関する承認および検証作業を重複した無調整なやり方で行うことは可能な限り回避すべきであるとの基本原則を再度表明する。これは、バーゼルの実施に関する銀行の負担を軽減するとともに、監督当局の資源を節約するためである。当委員会はこうした観点から、特定の先進的な手法の承認および検証に際しては母国が主導的役割を果たすべきである、という基本原則を支持する。当委員会は、本原則の実務的な適用として、先進的なIRB手法の太宗を占める規模の大きい事業法人向けのエクスポージャーについては、現地当局から適切な情報提供を受けつつ、また、現地当局が母国当局の作業に大きく依存する形で、母国が当初の検証作業を主導することを期待する。

- ・ *AMAを用いて計算した所要自己資本をクロスボーダーで認識する際の実務的な留意点*

バーゼル委員会は2004年1月、「先進的計測手法(AMA)を用いて計算したオペレーショナル・リスクに係る所要自己資本の母国・現地における認識のための諸原則」と題するテクニカル・ペーパーを公表した。本ペーパーに対しては、AMAによって計算したオペレーショナル・リスクに係る所要自己資本を銀行が複数国で行っている活動や業務に配分する場合、監督当局はその配分をどのように認識するのか、という点について非公式な質問やコメントが当委員会に寄せられた。この点に関連した実務的な留意点に対する当委員会の現時点における考え方は付3に概説する。付3では、AMAモデルの監督上の評価を調整するために母国監督当局が果たす主導的役割についても述べる。

AI Gは引き続き、母国・現地における枠組実施の進展をモニターするとともに、この点に関する協力の強化に取り組んでいく。

## 先進的計測手法（AMA）を用いて計算したオペレーショナル・リスクに係る 所要自己資本の母国・現地における認識のための諸原則の実務的な適用

当委員会は最近、オペレーショナル・リスクの先進的計測手法（AMA）に対する母国・現地監督の諸原則について論じたペーパー（AMA母国・現地ペーパー）<sup>1</sup>を公表した。同ペーパーに対しては、様々な業界関係者から非公式なコメントと質問が寄せられた。AMA母国・現地ペーパーには、グループ全体でAMAを適用する場合の「混合」手法なるものについて概要が述べられている。AMA母国・現地ペーパーは市中協議文書として公表されたものではないが、当委員会は、オペレーショナル・リスクのAMAに対する母国・現地監督の適用について、当委員会の考え方の幾つかの側面を詳述することが適当であろうと考える。

### 重要な子会社

当委員会は、国際的に活動する銀行子会社<sup>2</sup>のうち、承認された自己資本配分メカニズムの適用対象外となる会社を選別する際の基準となる「重要性（significance）」については定義しないこととした。当委員会は、子会社におけるAMAの単独適用がどの程度要求されるかについて業界が懸念を抱いていることを承知している。ある銀行グループ内において多数の銀行子会社が、承認された自己資本配分メカニズムを使用できずにAMAの単独適用を求められるという状況は、当委員会の意図するところではない。当委員会は、グループ内の銀行子会社のうち、AMAを用いて自社のオペレーショナル・リスクに係る所要自己資本を計算する実務的能力を有する会社は極く少数に過ぎないであろうこと、また、一部の監督当局が、自国内の銀行がAMAを用いることを制限するような裁量を行使し得ることを認識している。当委員会は、新しい合意の実施

<sup>1</sup> *Principles for the home-host recognition of AMA operational risk capital*, 2004年1月（BISのウェブサイト <http://www.bis.org/publ/bcbs106.htm> において入手可能）

<sup>2</sup> AMA母国・現地ペーパーは国際的に活動する銀行子会社のみ適用される。なぜなら、これらの子会社は新合意の適用範囲に含まれるからである。国際的に活動していない子会社を単独で如何に取り扱うかは新合意の枠外の問題であり、各国監督当局の裁量に委ねら

に際して母国当局と現地当局が共同作業を行い、国際的に活動する銀行子会社のうち何れを重要と見なすのが合理的であるかを決定していくと期待している。

## 評価プロセス

A M A を評価・(必要な場合には)承認するための監督上のプロセスは、時間の経過と共に発展するであろう。しかし、当委員会は、監督当局がそうしたプロセスを進展させる際には、当該プロセスが国際的に活動する銀行に及ぼす負担を考慮すべきであることを十分意識している。一般的なルールとして、当委員会は、銀行がグループ・子会社の両レベルでA M A を適用することを希望している(ないし義務付けられている)場合は、A M A モデルの監督上の評価を母国当局が調整することが有益であると考え。本件は究極的には対象となる銀行組織の母国・現地当局間で協議すべき事柄ではあるが、母国当局が銀行組織のA M A 申請を受領し、かつ、当該A M A が適用される国々の現地当局から寄せられた意見を調整するのが望ましい<sup>3</sup>。A M A 申請には、グループ全体で適用するA M A の内容、A M A を単独適用する重要な子会社、当該グループとA M A を単独適用する子会社との間で資源(情報、スタッフ等)をどのように共有するかについての説明、グループ全体のA M A 測定値を基にした自己資本配分メカニズムを使用する重要でない子会社、自己資本配分メカニズムの内容、およびA M A の段階適用に関する計画などが適宜含まれることになろう。それでもなお、現地当局は、銀行子会社の取締役会および上級管理職が、オペレーショナル・リスクの管理手法を含む当該子会社のオペレーショナル・リスクの特性を理解した上で、オペレーショナル・リスクの所要自己資本を算定する第一の柱上の手法がA M A の単独適用か自己資本配分メカニズムであるかに拘らず、これを承認していることを確認する必要がある。

## 部分適用

当委員会は、銀行グループおよび当該グループの国際的に活動する銀行子会社がオペレーショナル・リスクについて異なる手法を用いている場合(すなわち、グループ全体ではA M A を適用しているにもかかわらず、国際的に活動する重

---

れている。

<sup>3</sup> 当委員会は、2003年8月に公表した「新BIS規制のクロスボーダー実施に係る基本原則」に提示した母国・現地間の一般原則に従って、A M A の初期検証、および銀行のオペレーショナル・リスク管理の継続的なモニタリングの双方において、母国当局と現地当局が協力することを期待する。

要な銀行子会社ではより簡便な手法を単独で用いている場合、ないしその逆)、オペレーショナル・リスク・ルール上の部分適用規定を如何に適用するかという問題が残っていることを承知している。従って当委員会は、本文書、および、必要に応じてオペレーショナル・リスクに係る部分適用のルールを変更することによって、上記の状況を監督上如何に適切に取り扱うべきかをより明確にしていきたいと考えている。

銀行グループはグループ全体でA M Aを適用することを選択できるが、当該グループの国際的に活動する重要な銀行子会社が、新しい合意の部分適用ルールによりA M Aの単独適用を義務付けられるわけではない。新しい合意の国内実施のあり方にも依るが、親会社がグループ全体でA M Aを適用する場合でも、国際的に活動する重要な銀行子会社はより簡便な手法を恒久的に用いることを選択することができる(もしくは現地監督当局にこれを義務付けられる可能性がある)。こうした場合、合理的な移行期間を経て、グループ全体としてのA M Aに当該子会社の業務に関連するA M A測定が反映されれば、親会社はオペレーショナル・リスクの部分適用ルールに違反しているとはみなされない<sup>4</sup>。

反対に、国際的に活動する重要な銀行子会社がA M Aの単独適用を選択する(もしくは現地監督当局にこれを義務付けられる)場合もあり得る。こうした子会社の親会社は、グループ・レベルでより簡便な手法を用いることを選択し、たとえそれが恒久的に簡便な手法を採用する場合であっても、オペレーショナル・リスクの部分適用ルールに違反しているとはみなされない<sup>5</sup>。

当委員会は、新しい合意の部分適用規定を適用するに当り、各国に幾分の柔軟性が認められると考える。銀行によるA M Aの段階適用が適切なものであるか否かを評価する際、監督当局は理に適った判定を下すべきである。このことは、特に、当該段階適用が、有利な所要自己資本上の取扱いを銀行自身が選別(すなわちチェリー・ピッキング<cherry-picking>)した結果ではなく、ある国に

---

<sup>4</sup> 国際的に活動する重要な銀行子会社が自社の規制上の所要自己資本を算定するために、単独でより簡便な手法を用いている場合でも、銀行グループ全体のA M A計測には当該子会社のオペレーショナル・リスク・エクスポージャーおよびオペレーショナル・リスク管理が明確に考慮されていなければならない。ただし、銀行グループが、当局の承認を得た段階的導入計画に従って、世界各地で展開する業務に漸次A M Aを適用している間については、母国当局の承認に基づき上記の義務は免除され得る。

<sup>5</sup> A M Aの部分適用ルールに係る現在の文案に従えば、親会社が世界的な連結ベースで計算するオペレーショナル・リスクの所要自己資本に子会社のA M A数値を算入することが認められない可能性がある。限定的な状況下においてこうしたことが許容されるように、ル

においてオペレーショナル・リスクに係る特定の手法の採用が義務付けられ、もしくは禁じられるがゆえのものである場合に必要となる。

## **グループ資源を活用可能**

当委員会は、多数の銀行において、内部的な経済資本の配分等が法人単位毎ではなく業務ライン毎に行われていることを承知している。しかし、子会社の取締役会および上級管理職が、当該法人のオペレーショナル・リスク等に係る所要自己資本が適切な手法で算定されていると自ら納得する必要があるのと同様、銀行監督当局も自国内の特定の法人が適切な自己資本を保有していることを確認する責任を有している。当委員会は、世界的な銀行活動を業務ライン毎に管理する手法と、法人単位毎に見たリスク管理実務の有効性や自己資本の充実度について子会社の取締役会および現地当局の納得を得る必要性との間には、本質的な軋轢があることを認める。しかし当委員会は、これに伴う困難が克服不能であるとは思わないし、グループ・ベースのA M Aの混合手法に特有の問題であるとも思わない。

A M A母国・現地ペーパーによれば、A M Aを単独適用する子会社は、オペレーショナル・リスクの所要自己資本を算定するに当たってグループ資源を用いることが認められる。当委員会は、子会社が用い得るグループ資源には、内部データや定量的手法のみならず、承認されたグループ全体のA M Aに関するより定性的な要素も含まれるであろうと考える。こうした要素には、例えば、リスクとその管理に関する自己評価およびシナリオ分析の結果を子会社の単独適用A M Aへ織り込むための方法も含まれるであろう。しかし、当委員会は同時に、子会社の取締役会および上級管理職がこうしたプロセス全体を通して自ら判断し、適切な場合には、グループ全体との対比における当該子会社の特異な状況に対処するため、グループ全体の分析に調整を加えることを期待する。子会社が単独適用するA M Aにグループ資源を活用するプロセス、また特に、自らの作業過程においてグループ全体の分析結果を調整するプロセスは、当該子会社の取締役会および現地監督当局に対して透明なものでなければならないであろう。

## **利用実績に関する要件**

グループ・レベルで業務ライン毎に管理されている銀行は、A M A適格要件の

---

ールの変更が検討されている。

ひとつである所謂「利用実績に関する要件」(use test)を満たすことができないため、A M Aの適用を認められないのではないかという懸念が一部で表明されている。当委員会は、業務ライン毎に管理されている銀行が国際的に活動する重要な子会社のレベルでA M Aを単独適用するに当り、利用実績に関する要件を満たせないという考えを共有していない。グループ全体のプロセスや資源が主として業務ライン毎に機能しているとしても、子会社はそれらのプロセスや資源を利用することができる。但し、当該子会社の取締役会および上級管理職は、それらのプロセスや資源の利用方法が、結果として当該子会社のオペレーショナル・リスク特性に合致した規制所要自己資本の算出に繋がっていることを合理的に確認しなければならない。

## 今後の作業

当委員会は、ここで述べられている論点の多くが信用リスクの内部格付手法にも当てはまり得ることを認識している。従って、当委員会は、新しい合意が可能な限り合理的かつ整合的に実施されることを確保するため、引き続き努力する。現在、当委員会の新規制実施作業部会では多くの作業が行われている。実例に基づくケース・スタディはそのひとつであり、監督当局が合意の実施に伴う主要な論点や懸念を確認するための助けとなっている。本作業は、これまでは主として信用リスクに焦点を当てたものとなっていたが、今後は次第にオペレーショナル・リスクにも焦点を移しつつ、自己資本の新しい枠組が実施されるまでの期間を通じて継続される。当委員会は、この期間を通じて銀行との対話を維持することにより、合意実施に関する懸念を確認し、これに対処する所存である。